

日本水道協会検査旅費要綱

平成 12 年 2 月 28 日 制定
平成 22 年 4 月 1 日 改正
平成 24 年 4 月 1 日 改正
平成 25 年 4 月 1 日 改正
令和 8 年 3 月 30 日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、日本水道協会（以下、「本協会」という。）検査職員が検査、試料採取立会、試験立会及び工場審査（以下、「検査業務」という。）に赴く場合に要する検査旅費に関して、本協会旅費規程及び水道用品検査規程に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1) 工場とは「水道用品検査規程」の第4条により本協会へ検査申込みをされた検査工場（部品工場での検査業務を含む）又は検査工場以外の工場をいう。
 - (1) 検査工場とは、「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」に基づき登録した第1種、第2種及び第3種の3区分の工場をいう。
 - (2) 部品工場とは、「検査工場の協力工場に関する取扱い要領」に基づき登録した工場をいう。
 - (3) 検査工場以外の工場とは、「検査工場以外からの検査申込みに関する取扱い要領」の2条により検査申込みをされた工場をいう。
- 2) 検査旅費
検査職員が、検査業務のために工場へ赴く場合に要する費用をいい、~~鉄道運賃・料金~~、~~金運・料金~~、船賃、航空運賃、自動車使用料~~の他~~、その他の交通費、~~宿泊料金~~、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費が含まれる。
なお、公共交通機関の不整備や使用時間帯に利用できないダイヤ編成のため、最寄り駅等から工場までタクシーを使用した場合の料金もこれに含む。
- 3) 検査事業所
検査業務を担当する検査職員が所属する事業所をいう。
- 4) 駐在事務室
検査事業所以外に本協会が必要と認めた地域に設置した事務室をいう。
駐在事務室は、賃貸借契約を締結した工場又は本協会検査職員の自宅等に設置する。

(負担)

第3条 検査職員が、検査業務に赴く場合に要する検査旅費については、検査申込者の負担とする。

ただし、次の事項については、本協会の負担とする。

- ① 検査業務の際に検査職員に対する研修及び指導のために赴く本協会職員の出張旅費
- ② 検査職員の自宅から検査課、検査事業所又は駐在事務室までの旅費・交通費

(検査旅費の~~起点及び~~起点及び算定方法)

第4条 本協会検査職員が、検査業務に赴く場合の検査旅費算定算定の起点及び起点及び算定方法は、次のとおりとする。

- 1) 検査旅費の算定は、本協会旅費規程に定める額に基づき、当該工場までに至る往復の交通費等交通費等費用の合計とする。
- 2) 旅費算定の起点は、検査課、検査事業所及び駐在事務室（自宅等を含む）とする。
~~閑散期及び繁忙期に関わらず通常期とする。本協会旅費規程に定める一般職員額とする。~~
~~閑散期及び繁忙期にかかわらず通常期とする。本協会旅費規程に定める一般職員額とする。~~
なお、起点から当該検査検査工場までの距離やダイヤ編成によっては、本協会旅費規程に基づく急行料金、特急料金又は有料道路等の料金を加算することができる。
- 3) 検査事業所及び検査職員が人事異動等で変更となり、~~所属する検査職員が人事異動等~~で変更となり、所属する駐在事務室（自宅等を含む）の所在地ももが変更になった場合は、改めて検査旅費算定の起点及び算定方法を見直す。
- 4) 部品工場審査に係る検査旅費は、1) から 3) による。また、検査旅費の請求は部品工場届を提出した検査工場に請求する。
なお、当該部品工場が複数の検査工場から届出されている場合は、当該検査旅費を検査工場数で除し、かつ円未満を切り捨てた額を各検査工場に請求する。
- 5) 検査工場以外の工場への検査旅費は、1)及び2)による。

（検査旅費請求の特例）

第5条 検査旅費請求の特例措置として、以下の場合については、1/2 の検査旅費を各検査検査工場に請求する。

- 1) 同一工場において、複数の工場の試料採取立ち会いを行ったとき。
- 2) 検査業務と認証センターの製品ロット検査を同日に行ったとき。
- 3) 同一所在地に複数の検査検査工場があり、同日に検査を行ったとき。
- 4) 当該工場において、検査工場からの検査申込に基づく検査と、検査工場以外の工場からの検査申込に基づく検査を同日に行ったとき。

（都市委託検査員の検査旅費）

第6条 昭和55年9月17日付水協発第767号「日本水道協会検査業務の委託に関する規則」に基づき、検査業務を委託している都市委託検査員の検査旅費は、委託している水道事業体の旅費規程により算定した額を工場へ請求する。

（検査旅費の請求）

第7条 検査業務に要する検査旅費は、工場に検査手数料等と併せて、検査を実施した翌月に請求する。

（その他）

第8条 この要綱の運用解釈に疑義が生じた場合は、検査部長の定めるところによる。

付 則

1. この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

2. この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

3. この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

4 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

5 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。